

新旧対照表

現行	改正（案）
（文書の交付に代わる重要事項の提供方法等） 第6条 （略） 2 条例第14条第3項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法で入所者又はその家族がファイルへの記録を出力することに文書を作成できるものとする。 (1)及び(2) （略） (3) 磁気ディスク、光ディスク（水戸市情報公開条例施行規則（平成13年水戸市規則第24号）第9条第3項第3号イに規定する光ディスクをいう。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 （事故発生時の対応） 第9条 （略） 2 条例第35条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故発生連絡票（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。 3 条例第35条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、	（文書の交付に代わる重要事項の提供方法等） 第6条 （略） 2 条例第14条第3項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法で入所者又はその家族がファイルへの記録を出力することに文書を作成できるものとする。 (1)及び(2) （略） (3) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記載したものを交付する方法 （事故発生時の対応） 第9条 （略） 2 条例第35条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故報告書（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故報告書を提出するものとする。 3 条例第35条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故報告書により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、適宜

適宜その経過を報告するものとする。

その経過を報告するものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。